様式第１号（第４条関係）

相談年月日　　　年　　月　　日

東海村長　　　　　　様

東海村わくわく茨城生活実現事業移住支援金事前相談票

東海村わくわく茨城生活実現事業移住支援金の申請を行いたいので，東海村わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱第４条第１項の規定により，次のとおり関係書類を添付して提出し，事前相談をします。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏名 |  |  | 年　月　日 |
| 住所 | 〒 | 電話  番号 |  |
| メールアドレス |  | | |

２　移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 |  | 単身 |  | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した世帯員の人数（１の申請者は含まない。） | 人 |
| 同時に移住した家族のうち　　　年４月１日時点で１８歳未満の世帯員の人数（配偶者を除く） | 人 |
| 移住支援金の種類 |  | 就業 |  | テレワーク |
|  | 関係人口 |  | 起業 |
| 転入予定日：　　　年　　　月　　　日 | | | | |

３　過去の移住支援金の受給について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者は，過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない  ※ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が，５年以上経過し，18歳以上となり，茨城県及び東海村が認める場合を除く。 | 該当する | 該当しない |

注意事項

　・東海村あてに当相談票を提出しなかった場合は，移住支援金の事前の手配ができません。また，申請時に予算に達していた場合は，移住支援金を支給できない場合があります。

　・転入日から３ヶ月経過後（併せて，就業の場合は就業３ヶ月経過後又は起業支援金交付決定後）には，速やかに本申請を行ってください。